

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年5月6日(金) 午前10時45分

場所 市役所別館 駐輪場8階会議室

出席委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榎永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中6名が欠席)

1番 福田 誠也	3番 牧野 正治	20番 園田 操
23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行	36番 梅田 誠也

午前10時45分 開会

事務局 ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。
本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中43名で
ございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に
基づき、総会が成立しております。

事務局 事務局のほうから今回の地震の簡単な経緯をご説明させていただきます。
地震発生が28年4月14日、21時26分、震度6弱でございます。
翌々4月16日、0時25分、震度6強ということで、双子地震
という形で2つ連続して地震が発生しております。

4月14日に災害対策本部を設置いたしまして、農業委員会としても4月20日までの受け付けをいたしまして、21日以降の窓口業務の一時停止という形で、このゴールデンウィーク明け5月8日までの受け付けをしないということにしております。

被害者の数は、当初11万人ということで発表されておりましたけれども、5月5日現在で避難所の数は168カ所、避難者の数が3,719人という形で、かなり減少はしておりますけれども、かなり厳しいようでございます。

農業関係の被害額としましては、約1億円が想定されております。それとこの部分については土地改良区関係の経費は入っておりません。土地改良区関係については、もっとかなり甚大な被害が出ているという報告を受けております。まだまだ余震は続きますので、復旧にはかなり時間がかかるというような状況でございます。

委員の皆様にも、ご本人等も被災されたり、ご親族の方が被災されたり、その地区の方が被災されたりというような厳しい現状の中で、農作物にも多大な被害が出ているという中で、総会をこういう形で開催させていただいたことについては、感謝申し上げたいと思います。実際のところ21日から窓口業務は閉鎖しておりましたけれども、それとあわせまして地区委員会、20日までに受けた部分の地区委員会に関しては現行どおりの形で動かしていただいて、災害活動をしながらの傍らにおいて、きょうの総会に向けて準備を進めてきたものでございます。本日の総会が定数を超えまして無事に再開できたことに大変感謝申し上げますとともに、皆様のご協力に感謝の言葉を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

事務局 それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本日は、先月の地震によりまして災害対応などに大変お忙しい中、農業委員会の総会に多くの方が出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、この地震によって被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画などの審議が、主なものとなります。本総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者は28番の榊永築委員と29番の杉本清和委員を、書記に事務局の林田比呂主任主事を指名いたします。それでは、よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案の訂正について説明及び配布済み議案の訂正を依頼)

議長 それでは、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請でございまして、35件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、社会福祉法人が障害者支援業務として野菜の栽培と収穫を行うため、農地の所有権を移転するものです。社会福祉法人が業務の運営に必要な施設の用に供するものでありますことから、不許可の例外に該当し、申請は妥当との協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上と申します。

2番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稲、施設野菜、露地野菜、果樹を栽培されている専門農家で、申請地には水稲を作付させる計画です。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稲、露地野菜を栽培されている専門農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

4番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。申請人は果樹を栽培されている専門農家で、申請地にはデコポンを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稲、露地野菜、果樹を栽培されている専門農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は施設野菜、露地野菜を栽培されている専門農家で、申請地には大根を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

8番から12番までは関連で、独立就農による使用貸借権の設定です。申請人には先日の地区委員会に出席を願い、営農計画等について聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地には水稲、ネギを作付される計画です。

以上11件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より2番から12番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

1 3 番から 1 7 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

14番は、独立就農のための所有権移転の申請です。さきの地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

15番は関連で、祖父から贈与される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

16番は、経営拡張のための使用貸借の申請です。借り人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上5件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、13番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として決定いたします。続きまして、18番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

18番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番と19番は関連で、経営移譲年金受給継続のための代替地取得の申請です。譲受人は専業農家で米とナスを作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米、ナスを作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米を作付されており、許可後はニンニクなどの自家用野菜をつくられる予定です。

以上4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請が妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、18番から21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということでございますので、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、22番。

32番 林田智博委員

　　32番委員、林田です。

　　22番及び23番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　22番は、経営移譲年金受給継続のための代替地取得の申請です。譲受人は米とナスを栽培されており、許可後は米をつくられる予定です。

　　23番につきましては、新規就農のための賃借権設定の申請です。賃借人は47年間の農業経験はありますが、平成19年に農地を売却後は、農業委員会に無届けで農地を借りて耕作していました。今回、農地法に基づき農地を借用し改めて農業を継続したいとの思いから、新規就農等営農計画書を提出されました。許可後は米とベビーリーフをつくられます。

　　以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　22番、23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、24番。

30番 福原幸一委員

　　30番委員、福原です。

　　24番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　24番は、弟へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

　　25番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米を

作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

26番は、経営移譲年金受給継続のための後継者へ使用貸借権設定する申請です。借り人は米と露地野菜を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上3件について先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、24番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

14番 山口謙藏委員

14番委員。

27につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

27番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は認定農業者の農地所有適格法人で、米、麦、大豆を作付けており、許可後は米をつくられる予定です。

以上1件について協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

13番 緒方一臣委員

13番委員。

28番、29番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

28番は、兼業農家の譲受人が経営拡張のため農地を取得される申請です。許可後は水稻をつくられる計画です。

29番は、社会福祉法人が就労訓練のため農地を取得される申請です。許可後はカライモをつくられる計画です。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より28番、29番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

30番から35番について説明いたします。

30番は、一般法人の農業参入のための賃貸借による権利設定申請でございます。許可後はインゲンを作付される予定です。

31番は、NPO法人あじ菜工房の就労訓練のための寄附による所有権移転申請です。営利を目的としない法人が業務運営に必要な施設の用に供するための取得は、不許可の例外として認められております。許可後はタマネギを作付される予定です。

32番は、経営拡張のための所有権移転による権利設定申請です。許可後はジャガイモを作付される予定です。

33番から35番は関連でございます。農地所有適格法人設立のための賃貸借による賃貸借権の転貸による権利設定申請でございます。許可後はニンニク、ブロッコリー、ブドウ等を作付される予定でございます。営農計画等について地区委員会に出席してもらって説明をいただきました。何ら問題のないことを確認しております。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、30番から35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

37番 角居登委員

37番委員。

競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札は平成28年6月7日です。地区委員会での協議状況を報告いたします。

願出人は米と露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜を栽培される予定です。

以上、先日の地区委員会で協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たしており、買い受け者として適格であると判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書を提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、貸駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、近隣の病院への社員用貸駐車場14台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年6月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。申請地は土地改良区内のため当該土地改良区の意見書の添付が必要ですが、意見を求めた日から30日を経過しても意見を得られなかったために、その理由を記載した書面が添付されております。

2番も、貸駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、近隣の病院への社員用貸駐車場14台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は何ら問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年6月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。申請地は土地改良区内のため当該土地改良区の意見書の添付が必要ですが、意見を求めた日から30日を経過してもまだ意見を得られなかったために、その事由を記載した書面が添付されております。

以上、1番と2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上と申します。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には西区役所、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積718㎡に貸駐車場20台分として整備され利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地は無断転用のため深く反省している旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成28年6月1日から平成28年8月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地条件の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、ライスセンター建設のための転用許可申請です。申請地は、農作業の効率化、所有する農地の位置的なものを考慮し選定されたものです。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、用途区分変更が平成28年4月になされており、農地利用計画に指定された用途として不許可の例外に該当すると判断いたしました。また、部分転用の面積398.18㎡も妥当であると思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年6月1日から9月30日までの4カ月の予定です。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

30番 福原幸一委員

30番委員。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、太陽光発電のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル224枚、発電容量36.96kwで、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ず一部転用に着手していたことを深く反省されて、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成28年6月1日から9月30日までの4カ月の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

7番 網田稔委員

7番委員。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請人はお寺の住職で、寺へ参られる檀家さんなどのために隣接地に車庫及び駐車場を計画、転用申請されました。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、2台収容できる車庫と1人に2台分の駐車場であり、妥当な面積と思われます。ただ、平成3年の相続取得分を、転用許可を得ずに車庫を建設、駐車場として利用してきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除は問

題ありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、26件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、宅地建物取引業を行う法人が、農地を所有権移転し建売住宅への転用の申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、建売住宅11棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除などは問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年11月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中のことを確認しております。

続きまして、2番は、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内である第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅6棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除などは問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年6月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中のことを確認

しております。

3番は、不動産の売買を行う法人が、農地の所有権を移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅12棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除などは問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年10月1日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中であることを確認しております。

以上1番から3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。3番については、申請どおり許可相当として農業会議の意見を聴取することにいたします。続きまして、4番でございます。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

4番から11番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番から7番までは関連で、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、総事業面積235㎡、うち転用面積196㎡で、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年6月1日から平成29年1月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、手続中である

ことを確認しております。

8番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、市街地区域等に近接し10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積215㎡に個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年6月1日から平成29年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

9番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、市街地区域等に近接し10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積361.79㎡に個人住宅1棟の建築及び公衆用道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年6月10日から平成29年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

10番、11番は関連で、申請人は建築工事業及びその請負等を営む法人で、建売住宅建築及び駐車場への所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。10番の土地利用計画は、転用面積1,219㎡で建売住宅5棟及び新設道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。11番は10番の隣接地で、建売住宅5棟のメンテナンス用及び来客者用の駐車場を計画されております。土地利用計画は、転用面積204㎡に車両5台分の管理用駐車場として整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成28年6月10日から平成28年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、10番につきましては開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上8件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、4番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、12番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

12番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、資材置場の申請です。今回、自宅裏の申請地79㎡を確保し資材置場として利用される計画です。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、資材置場としての利用です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年6月1日に着工され12月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、13番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

13番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,339㎡に建売住宅6棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成30年8月20日までの約2年間の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

14番と15番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha

未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積4,772.98㎡、うち転用面積4,699㎡に建売住宅19棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年7月1日から29年10月31日までの1年4カ月の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

16番から18番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。なお、この土地については、転用許可がなされていないのに盛り土がなされていたことを深く反省し、始末書の提出を受けております。土地利用計画は、転用面積1,812㎡に建売住宅6棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月30日から平成29年5月20日までの約1年の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、13番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。ただし14番、15番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見聴取することといたします。

　　続きますので、19番、お願いたします。

30番 福原幸一委員

　　30番委員、福原です。

　　19番から21番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

　　19番は、資材置場のための賃借権設定の転用許可申請です。賃借人は南区の農業用排水路整備工事及び下水道工事等を行っている法人で、工事現場にも近いことから申請地を選定したものです。農地区分

は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、盛り土・埋め戻し材料の土砂置場、土木資材置場、駐車場6台、重機4台分の置場、碎石・砂置場と通路であり、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ずに埋め立てし、土砂の仮置き場として使用してきたことについて、始末書の提出があつているものの詳しい経緯は書かれておらず、立ち会いの時間に事業者である法人が欠席されたため、長く無断転用されてきたことを考慮するとにわかには容認しがたい。詳細な説明を提出していただいた上で次回、地区委員会で聞き取りを行う必要があると協議しました。

20番と21番は関連で、資材置場のための賃借権設定の転用許可申請です。賃借人は19番と同じ法人で、工事現場にも近いことから申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、盛り土・埋め戻し土砂置場、下水道資材置場、駐車場7台、重機5台分の置場、碎石・砂の土木資材置場と通路であり、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ずに埋め立てし、土砂の仮置き場として使用してきたことについて、始末書の提出があつているものの詳しい経緯は書かれておらず、立ち会いの時間に事業者である法人が欠席されたため、長く無断転用されてきたことを考慮するとにわかには容認しがたい。詳細な説明を提出していただいた上で次回、地区委員会で聞き取りを行う必要があると協議しました。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、19番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件につきましては継続審議となりましたので、どうかよろしくお願ひいたします。
　　続きまして、22番。

7番 網田稔委員

7番委員。

22番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、親子間の使用賃借権設定による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、軽量鉄骨平屋建て個人住宅1棟、建築面積166.72㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景觀課の事前

審査の申請中とのことで、工事計画は、平成28年6月1日から平成29年6月1日までの12カ月間の予定です。前回に一部事前着工が見受けられ、やむなく継続審議としたところですが、反省され速やかに工事を中止されていることを確認できております。

23番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅の転用許可申請です。借り人は住宅を計画し、実家に近く父から無償で借り受けることができるため申請地を選定しました。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積60㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年6月10日から平成29年3月31日までの約10カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、22番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

13番 緒方一臣委員

13番委員。

24番から26番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、太陽光発電設備設置のため使用貸借権を設定される転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。排水同意など必要書類は添付されており、転用規模も適正なものと判断され、工期は年内を計画されており、問題ないものと思われます。

25番は、医療法人社団が、看護小規模多機能型居宅介護施設を行うための貸借権設定をされる転用申請です。農地区分は、10ha以上の広りのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、土地収用法3条に規定する第2種社会福祉事業に該当

するため、不許可の例外に該当するものと判断されます。開発許可も協議されており、事業採択通知書の写しも添付されており、必要書類は全てそろっております。工期は年内を計画されており、問題ないものと思われま

す。26番は、地縁団体が、土地を取得し公民館を建設するための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりがあり1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため不許可の例外に該当すると思われま

す。周囲の同意等、必要書類は添付されております。工期は来年3月31日までを計画されており、問題ないものと思われま

議 長 　　ただいま、24番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から3番までの合計3件でございまして、1番と2番が公社からの売り渡し、3番が相対による売買です。面積は、3件合わせまして、田1,902㎡、畑304㎡の合計2,206㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細19ページの4番から28ページの24番までで、貸手21名、借手13名の件数21件です。契約期間別では、6年未満が18件、6年以上10年未満が1件、10年以上が2件で、面積は21件合わせまして、田6万5,001㎡、畑3,782㎡の合計6万8,783㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻及び露地野菜です。

次に、再設定分です。明細29ページの26番から31ページの3

1番までで、貸手6名、借手6名の件数6件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が1件で、面積は6件合わせまして、田のみの3万1,007㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲です。

次に、利用権移転分です。明細31ページの32番から32ページの33番までで、譲渡人1名、譲受人1名の件数2件です。契約期間別では、6年未満のみで2件、面積は2件合わせまして、田のみの1万2,395㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稲です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細34ページの34番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は6年未満が1件で、面積は田のみの1,895㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稲です。

続きまして、第6号議案です。

35ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細36ページの1番で、契約期間は10年以上です。面積は田のみで883㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

38番 田上正富委員

38番委員、田上と申します。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は対象農地3筆について麦、タマネギを栽培されており、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において協議の結果、証明につきましては何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　黄色の用紙です。こちらのほうに報告事項を全て掲載しております。まず1番から、農地法第3条の3の規定による届出10件、農地法第4条の規定に基づく転用届、こちら12件上がっております。農地法第5条の規定に基づく転用届34件、農地法第18条第6項の規定による通知、こちら19件上がっております。非農地証明願1件、許可不要転用届2件、農地改良届1件、一時転用完了届3件、使用貸借解約通知10件、返納通知3件、合計95件の案件が上がっております。

以上、報告でした。

議長 　　ありがとうございました。

次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本日の総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。どうもお疲れさまでした。
それでは、連絡事項がございますので少々お待ちください。

閉 会 午前 11 時 50 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年5月6日

会 長 森 日出輝

署名委員 梶 永 築

署名委員 杉 本 清 和

書 記 林 田 比 呂